

○直方市重度障害者医療費の支給に関する条例

(昭和 49 年 10 月 7 日直方市条例第 26 号)

改正 昭和 50 年 10 月 11 日条例第 21 号 昭和 52 年 3 月 31 日条例第 9 号
昭和 57 年 12 月 20 日条例第 28 号 昭和 60 年 3 月 18 日条例第 1 号
平成元年 12 月 25 日条例第 31 号 平成 5 年 3 月 26 日条例第 1 号
平成 8 年 12 月 25 日条例第 35 号 平成 11 年 3 月 19 日条例第 12 号
平成 13 年 3 月 16 日条例第 11 号 平成 13 年 6 月 22 日条例第 32 号
平成 18 年 3 月 17 日条例第 9 号 平成 18 年 9 月 28 日条例第 37 号
平成 19 年 12 月 14 日条例第 33 号 平成 20 年直方市条例第 4 号
平成 20 年 7 月 1 日条例第 25 号 平成 23 年 9 月 29 日条例第 17 号
平成 24 年 3 月 26 日条例第 7 号 平成 24 年 12 月 21 日条例第 31 号
平成 25 年 3 月 18 日条例第 10 号 平成 26 年 3 月 27 日条例第 10 号
平成 27 年 7 月 14 日条例第 34 号 平成 28 年 6 月 30 日条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において重度障害者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 11 条第 1 項第 2 号及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 11 条第 1 項第 2 号の規定により重度の知的障害者と判定された者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する者
- (3) 児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号及び知的障害者福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定により中等度の知的障害者と判定され、かつ、前号に規定する身体障害者障害程度等級表の 3 級に該当する者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準(平成 7 年 9 月 12 日健医発 1133 号厚生省保健医療局長通知別紙)の 1 級に該当するものの

- 2 この条例において「保護者」とは、直方市の区域内に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、重度障害者を現に監護する者をいう。
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
 - (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
- 4 この条例において「医療保険各法の保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。
- 5 この条例において「65 歳未満の者」とは、65 歳に達する日の属する月の末日までの者をいう。
- 6 この条例において「65 歳以上の者」とは、65 歳に達する日の属する月の末日を経過した者をいう。
- 7 この条例において「低所得者」とは、医療保険各法の規定により、医療保険各法の保険者が現に低所得者と認定した者をいう。
(対象者)

第 3 条 この条例の対象者は、次の各号に該当する重度障害者とする。

- (1) 直方市の区域内に住所を有する者で、3 歳に達する日の属する月の翌月からの者であること。
 - (2) 65 歳未満の者にあつては医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることとし、65 歳以上の者にあつては高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 1 項各号に規定する被保険者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。
- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）により医療支援給付を受けている者

(3) 重度障害者の前年の所得（1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。）第 7 条に規定する額を超えるときの当該重度障害者。この場合における所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 4 条及び第 12 条第 4 項において読み替えて準用する第 5 条の規定により算出した額とする。ただし、第 12 条第 4 項において読み替えて準用する第 5 条第 1 項中「総所得金額」の読み替えは行わないものとする。

(4) 重度障害者の配偶者又は民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 2 条第 2 項に規定する額以上（当該重度障害者が 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある場合にあっては、当該重度障害者の扶養義務者のうち、当該重度障害者の親権を行う者、後見人その他の者で、当該重度障害者を現に監護する者は児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 1 条に規定する額以上）であるときの当該重度障害者。この場合における所得は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 4 条及び第 5 条（当該重度障害者が 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある場合にあっては、児童手当法施行令第 2 条及び第 3 条）の規定により算出した額とする。

（重度障害者医療費の支給）

第 4 条 市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

(受給資格の申請及び認定)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続き重度障害者医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

2 前項の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、当該受給資格の認定を受けた日の属する月の初日から当該受給資格を受けなくなった日の属する月の前月の末日までの間、直方市子ども医療費の支給に関する条例(昭和49年直方市条例第25号。以下「直方市子ども医療費支給条例」という。)の受給資格を有しない。

(重度障害者医療証の交付)

第6条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証を交付するものとする。

2 重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた日の前月まで、直方市子ども医療費支給条例の受給資格を有していた者は、重度障害者医療証の交付と引き換えに直方市子ども医療証を市長に返納しなければならない。

3 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、第1項の規定にかかわらず、重度障害者医療証を交付しないものとする。

(重度障害者医療証の提出)

第7条 重度障害者が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に重度障害者医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第 8 条 市長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、重度障害者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第 1 項の方法により難いと認めたときは、第 1 項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(届出義務)

第 9 条 受給資格者は、重度障害者について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第 10 条 市長は、重度障害者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段により、重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第 12 条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第 13 条 第 3 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 6 項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第 26 項に規定する福祉ホーム、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内

へ住所を変更したと認められる者は、市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

- 2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち障害児入所施設若しくは同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「障害児施設等」という。)に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所した際、直方市の区域内に住所を有していたと認められるものは、市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以降に受けた医療に係る重度障害者医療費から適用する。

附 則(昭和50年10月11日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日以降に受けた医療に係る重度障害者医療費から適用する。

附 則(昭和52年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年12月20日条例第28号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月18日条例第1号)

改正 平成元年12月25日条例第31号

この条例は、公布の日から施行し、改正後の直方市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(平成元年12月25日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の直方市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた療養に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の直方市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成8年12月25日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成11年3月19日条例第12号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月16日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年6月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月17日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の条例第12条の規定は、平成18年4月1日以降に重度障害者医療費の支給を始めた者について適用し、同日前に医療費の支給を始めた者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月28日条例第37号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月14日条例第33号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年直方市条例第 4 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 1 日条例第 25 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 20 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。ただし、第 3 項の規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の直方市重度障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 2 項第 2 号の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 市長は、施行日前においても、改正後の条例第 5 条に規定する受給資格の認定を行い、受給資格者に対して障害者医療証を交付することができる。

附 則(平成 23 年 9 月 29 日条例第 17 号)

この条例中第 1 条の規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）附則第 1 条第 3 号に規定する平成 24 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日から、第 2 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日条例第 7 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 24 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 市長は、施行日前においても、改正後の直方市重度障害者医療の支給に関する条例第 5 条に規定する受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障害者医療証を交付することができる。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日条例第 31 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 18 日条例第 10 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日条例第 10 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 7 月 14 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 30 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の直方市重度障害者医療費の支給に関する条例第 5 条第 1 項に規定する受給資格の認定を行い、受給資格者に対して重度障害者医療証を交付することができる。